

事務連絡
令和2年11月12日

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の再依頼について（令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分））

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年8月28日付け事務連絡「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について（令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分））」により、慰労金申請についての特段のご配慮をお願いしたところです。

現在、多くの慰労金申請を受け付けており、支給するまでに一定程度の時間を要しているところではありますが、令和3年2月末の申請期限までに申請書を提出していただき、関係事業者も含め、全ての県内介護サービス事業所等に勤務していた介護職員に対して慰労金を支給する必要があります。

つきましては、各事業所・施設等におかれましては、退職者や派遣労働者、業務委託の従事者の方々も含めた全ての介護職員が適切に慰労金を受給することができるよう、関係事業者とも連携の上、ご対応くださいますようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、既に慰労金の申請がお済みの事業所も含め、全ての事業所にお送りしております。

（要綱、申請マニュアル等掲載場所）

【神奈川県ホームページ】新型コロナウイルス感染症に係る介護従事者への慰労金・介護事業所等における感染症拡大防止等支援事業について

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/covid19_shien.html

問合せ先

(本協力依頼について)

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

緊急包括支援担当

電話 (045) 285-1026

(慰労金申請方法等について)

神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金（介護・
障害分）コールセンター

電話 (0570) 077-160

受付時間 平日 10時～17時